



栃木県公報

令和 8 (2026) 年
8 月 25 日 (火)
第 732 号

目 次

告 示

○補助金等の名称等を定める告示の一部改正	599
○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可	600
○県営土地改良事業計画変更の決定	600

公 告

○令和 8 (2026) 年度クリーニング師試験の実施	600
○公共測量の実施	602
○同	603
○同	603

告 示

栃木県告示第 419 号

補助金等の名称等を定める告示（昭和 47 年栃木県告示第 354 号）の一部を次のように改正し、令和 8 (2026) 年度分の補助金等から適用する。

令和 8 (2026) 年 8 月 25 日

栃木県知事 福 田 富 一

生活文化スポーツ部の部スポーツ振興課の款に次のように加える。

栃木県 e スポーツ活用事業費補助金	市町及び公共的団体等が実施する e スポーツ事業を支援することにより、本県における地域活性化や地域課題の解決を図る。	栃木県 e スポーツ活用事業費補助金交付要綱（令和 8 年 8 月 7 日制定。以下この項において「要綱」という。）の趣旨に合致する e スポーツ事業を実施するために、直接必要となる経費で、要綱第 6 条で掲げる経費	当該経費総額の 2 分の 1 を乗じて得た額とし、20 万円を上限とする。	栃木県内の市町及び市町と共催又は市町が後援する事業を実施する公共的団体等
とちぎ e スポーツフェスタ開催費補助金	e スポーツイベント「とちぎ e スポーツフェスタ」の開催を支援することにより、本県における交流人口の拡大や地域活性化を図る。	とちぎ e スポーツフェスタ開催費補助金交付要綱（令和 8 年 8 月 7 日制定。以下この項において「要綱」という。）の趣旨に合致する e スポーツイベントを実施するために、直接必要となる経費で、要綱別表 1 に掲げる経費	当該経費総額の 2 分の 1 を乗じて得た額とし、600 万円を上限とする。	とちぎ e スポーツフェスタを開催する民間企業又は団体
栃木県 e スポーツ事業支援補助金	民間企業等による e スポーツ関連事業を支援することにより、	栃木県 e スポーツ事業支援補助金交付要綱（令和 8 年 8 月 7 日制定。以下この項において「要綱」という。）の趣旨	当該経費総額の 2 分の 1 を乗じて得た額とし、200 万円を上限とする。	e スポーツイベントを開催する民間企業又は団体

	本県における e スポーツの普及及び地域活性化を図る。	に合致する e スポーツイベントを実施するために、直接必要となる経費で、要綱別表 1 に掲げる経費	
--	-----------------------------	---	--

(スポーツ振興課)

栃木県告示第420号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

令和 8 （2026）年 8 月 25 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	事 業 名	認 可 年 月 日
壬 生 町 土 地 改 良 区	壬生町地区土地改良（維持管理）事業	令和 8 （2026）年 7 月 28 日

栃木県告示第421号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により公告する。

なお、同法第88条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第88条第 6 項において準用する同法第87条第 6 項の審査請求をすることができる。

令和 8 （2026）年 8 月 25 日

栃木県知事 福 田 富 一

事 業 名	縦 覧 期 間	審 査 請 求 期 限	所 轄 農 業 振 興 事 務 所
県営中谷地区土地改良（区画整理）事業	令和 8 （2026）年 8 月 26 日から同年 9 月 25 日まで	令和 8 （2026）年 10 月 13 日	下都賀農業振興事務所
県営大谷東部地区土地改良（区画整理）事業	令和 8 （2026）年 8 月 26 日から同年 9 月 25 日まで	令和 8 （2026）年 10 月 13 日	下都賀農業振興事務所

(農地整備課)

公 告

○令和 8 （2026）年度クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第 7 条の規定による令和 8 （2026）年度クリーニング師試験を次のとおり実施するので、クリーニング業法施行細則（昭和33年栃木県規則第78号）第 4 条の規定により公告する。

令和 8 （2026）年 8 月 25 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 試験の日時及び場所

試 験 年 月 日	令和 8 （2026）年 11 月 29 日（日）
試 験 開 始 時 間	学科試験 午前10時（集合時間：午前 9 時 30 分）

	実技試験 午後 1 時
試 験 会 場	栃木県庁研修館（宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号）

※ 荒天などの影響により試験日程等が変更又は中止となった場合は、栃木県公式ホームページで周知予定。

2 試験科目

学科試験（60分）	ア 衛生法規に関する知識 イ 公衆衛生に関する知識 ウ 洗たく物の処理に関する知識
実 地 試 験	ア 鑑定試験 薬品の鑑定（10分） 繊維の鑑定（5分） イ 技能試験 アイロン仕上げの技能（8分）

3 出願期間

令和 8（2026）年 10 月 19 日（月）から同月 21 日（水）まで

4 出願場所

県内居住者（宇都宮市を除く）	その居住地を管轄する健康福祉センター（※）
宇都宮市内居住者	宇都宮市保健所
県外居住者	栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課

※ 矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町及び那珂川町居住者は、その居住地を管轄する健康福祉センターではなく県北健康福祉センターを出願場所とする。

5 受験資格

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条（高等学校の入学資格）に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和 16 年勅令第 148 号）による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校の 2 年の課程を終わった者
- (4) クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和 30 年厚生省令第 21 号）附則第 2 項に規定する者（(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の学力があると認められる者）

6 提出書類

受験を希望する者は、次の(1)から(6)までの書類を提出すること。なお、受験願書及び受験票は、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課、最寄りの健康福祉センター（※）及び宇都宮市保健所で配布するものを使用すること。

※ 矢板健康福祉センター、烏山健康福祉センターを除く。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- (3) 写真（出願前 6 か月以内に脱帽して上半身を正面から撮影した、縦 4.5cm 横 3.5cm のものを受験票に貼付すること。写真の裏面に撮影年月日及び氏名を記載すること。）
- (4) 受験資格を証する書類（卒業証明書等）
最終学歴の中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、高等専門学校、短期大学、大学のいずれかの卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は中等教育学校の前期課程を修了したことを証する書類
ア 卒業証書の写しを提出する場合は、その原本も併せて持参すること。
イ 卒業証明書等の氏名が現在の氏名と異なっている場合は、戸籍謄（抄）本を提示すること。
- (5) 受験票
- (6) 85円切手（郵送料として、受験票に貼付すること）

7 受験手数料

7,000円を願書提出窓口における決済端末又はとちぎ電子申請システムによる電子納付により納付すること。

※ 体調不良などで試験を欠席した場合でも、栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）第7条の規定により受験手数料は返還しない。

8 受験票の送付

11月16日（月）までに到着するよう送付する。到着しない場合は、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課まで連絡すること。

9 合格者の発表

- (1) 令和8（2026）年12月18日（金）午前11時に県庁本館正面道路東側屋外掲示板、各健康福祉センター、宇都宮市保健所に合格者受験番号を掲示する。
- (2) 栃木県公式ホームページに合格者受験番号を掲載する。
- (3) 合格者には、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課から書面により通知する。
- (4) 可否について電話での問合せには一切応じない。

10 その他

- (1) 受験者本人が、令和8（2026）年12月18日（金）から令和9（2027）年1月18日（月）の期間（閉庁日を除く午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分）、科目別得点を栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課において口頭請求できる。この場合、本人であることを証明できる書類（受験票、顔写真付きの身分証明書等）を持参し、提示すること。
- (2) 受験願書及び受験票の郵送を希望する者は、返信用封筒（規格（長3）の封筒に、宛先を明記の上、110円分の切手を貼付すること。）を同封の上、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課宛て請求すること。

※ 郵便料金が不足する場合は、不足料金受取人払にて発送する。

- (3) 試験当日は、受験票、筆記用具（鉛筆、消しゴム等）及び昼食を持参すること。

※ 技能試験で使用するワイシャツは会場に準備するので、受験者による持参は不要。

使用するワイシャツは、白無地、綿55%ポリエステル45%、長袖、シングルカフス、背中にタックが2本（サイドタックのもの）。

- (4) 身体に障害等があり、受験に際して特別な配慮を必要とする者は、出願前に、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課宛て連絡すること。
- (5) 試験当日、発熱等の症状が見られるなど、体調不良の場合は受験を控えること。
- (6) その他、不明な点は次に問い合わせること。

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課 生活衛生・動物愛護担当

電話 028-623-3110

（医薬・生活衛生課）

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鬼怒川ダム統合管理事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和8（2026）年8月25日

栃木県知事 福田 富一

1 作業種類

公共測量（標高データ（地図情報レベル1000、1.0mメッシュ））

2 作業地域

日光市北部

3 作業期間

令和8（2026）年8月17日から同年12月18日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、利根川水系土地改良調査管理事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和 8 （2026） 年 8 月 25 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
3 級基準点測量
- 2 作業地域
大田原市、さくら市、那珂川町地内
- 3 作業期間
令和 8 （2026） 年 7 月 23 日から令和 9 （2027） 年 2 月 12 日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、栃木南部農業水利事業所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和 8 （2026） 年 8 月 25 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域
小山市大字下国府塚地内ほか
- 3 作業期間
令和 8 （2026） 年 8 月 24 日から令和 9 （2027） 年 2 月 22 日まで

（監理課）